

Answer

がいこくせき ひと にほん はたら いっぱんてき しゅうろう よ
■外国籍の人が日本で働くためには、一般的に「就労ビザ」と呼
ばれる日本で働くことを目的としたビザ（在留資格）が必要です。

もし、「就労ビザ」がないのに働いていると「不法就労」とな
り、処罰（雇い主も含む）や「退去強制」の対象となります。

■企業が外国人を雇う場合に申請する就労ビザには、貿易業務や
通訳・翻訳を行うための「人文知識・国際業務」、システムエンジ
ニアや機械設計技師などを雇うための「技術」、外国料理のクック
さんなど特殊技能者を雇うための「技能」などのビザがあります。

■外国企業の海外にある本店から日本の支店や事業所などに転勤す
る場合、あるいは海外にある日本企業の支社や関連会社で働く
外国人社員が日本の本社に転勤する場合には、「企業内転勤ビザ」
が必要です。ただし、「単純労働」に従事する外国人社員を、この
ビザで日本に転勤させることはできません。

■留学生が大学卒業後、日本で就職する場合、在留資格を「留
学ビザ」から「就労ビザ」（人文知識・国際業務/技術）に変更し
なければなりません。（*大学卒業の3か月前になるまで申請でき
ないので、注意が必要。）

◆決められた要件を満たした専修専門学校を卒業した人（専門
士）も、就労ビザの申請ができます。（*専門課程で習得した
内容と仕事の内容が関連していると認められることが重要。）

◆「人文知識・国際業務」ビザとは、文科系（法律学、経済学、
社会学など）の分野に属する知識を必要とする仕事、または外国人
特有の考え方や感じ方を必要とする仕事に就く人のためのビザ。

◇貿易事務、翻訳・通訳、金融分析/語学学校の教師、デザイ
ナー、建築家など。

◇一般的に4年生大学で文科系の学部・学科を卒業した人が日本で
就職する場合に申請し、取得するビザ。

◇大学や専門学校は卒業していないが、10年以上の実務経験があ
り、その仕事に必要な技術もしくは知識を習得していること。

◆「技術」ビザとは、理科系（理学、工学、その他の自然科学な
ど）の分野に属する技術や知識を必要とする業務で働く人のための
ビザ。

◇IT関連の技術者、機械などの設計者、土木建築などの設計者、
新製品開発の技術者など。

■他業種に転職/同業種でも就職先を変える場合は、入国管理
局で再度審査を受ける必要があります。入国管理局に行って「就
労資格証明書交付申請」をしてください。

回答

■外国籍人士要在日本工作，一般需要获得“就劳签证”。它是
以在日本工作为目的的在留资格。如果没有获得“就劳签证”从事
就业，会以“非法就劳”为缘由被处罚或强制遣返。雇主主让外
国人非法就劳的话也会被处罚。

■企业雇用外国人所需申请的签证有：

“人文知识・国际业务签证”：从事贸易业务、笔译、口译等的人

“技术签证”：系统工程师、设计机器的工程师

“技能签证”：外国菜的厨师等拥有特殊技能者

■外国企业的本公司职员被调到日本的分公司等，或日本的公司
在国外的分公司及其系列公司的外国人职员被调到日本的本公司
的情况，需要办理“企业内调动签证”。但是，“单纯劳动”者不
能申请此签证调到日本来。

■留学生大学毕业后在日本就职，需要把“留学生签证”变更为
“就劳签证（人文知识・国际业务/技术）”但必须等到大学毕业前
三个月才能开始办理，请注意。

◆专修专门学校毕业的人（专门士）在符合必要条件的情况下，
也可以办理就劳签证。但专业知识必须与将来所从事的工作相吻
合。

◆“人文知识・国际业务签证”：需要文科知识如法律学、经济
学、社会学等的工作；可以发挥外国人的经验、知识的工作。

◇贸易事务、笔译・口译、金融分析/语言学校的教师、服装
设计师、建筑师等。

◇四年制大学文科毕业的人在日本就职的情况，一般办理该签
证。

◇没有大学毕业或没有专门学校毕业的人，在拥有十年以上的
实务经验并掌握好所需知识技术的情况下，可以申请该签证。

◆“技术签证”：需要理科知识技术如理学、工学、自然科学
等的工作。

◇信息技术工程师、机械设计师、土木建筑设计师及开发新产
品的工程师等。

■转业、或没有改行而换公司的情况需要到入国管理局申报，
再次接受签证审查。请及时到入国管理局提交“就劳资格证明
书交付申请”。

